

閣郵委第45号の1  
平成27年9月11日

金融庁長官  
森 信親 殿

郵政民営化委員会  
委員長 増田 寛也

郵政民営化法第138条第5項の規定に基づく意見

平成27年7月2日付け金監第2225号及び総情貯第85号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

閣郵委第45号の2  
平成27年9月11日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第138条第5項の規定に基づく意見

平成27年7月2付け金監第2225号及び総情貯第85号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

# 株式会社かんぽ生命保険の新規業務（法人向け商品の受託販売の充実）に関する郵政民営化委員会の意見

## はじめに

平成27年7月1日、株式会社かんぽ生命保険から新規業務（法人向け商品の受託販売の充実）の認可申請があり、金融庁長官及び総務大臣から当委員会の意見が求められた。

認可申請の内容は、株式会社かんぽ生命保険が、

- ① 既に受託販売を行っている経営者向け定期保険について、
  - ・ 全ての生命保険会社から受託できるようにする
  - ・ 付加できる特約を追加する
- ② メットライフ生命保険の総合福祉団体定期保険の受託販売を行うというものである。

当委員会における調査審議の結果は、以下のとおりである。

## 1 基本的な考え方

### (1) 利用者利便の向上

郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）の新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。金融二社においては、業務の展開に際し、民間金融機関として顧客満足を向上させるため、顧客ニーズへの的確な対応や郵便局における一元的対応を行うことが期待される。

### (2) 適正な競争関係

郵政民営化法改正法により、金融二社の株式完全処分に関しては、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされた。金融二社の株式については、日本郵政株式会社の株式とともに平成27年度半ば以降の同時上場を目指し、平成27年6月30日に東京証券取引所に上場申請を行い、同年9月10日にはその承認を受けるなど、その処分に向けた取組みが進められているところである。

こうした中、民営化を推進するためには、新規業務について、株式市場からの規律の観点から問題が少ないものは積極的に認めていき、株式市場からの規律の観点から問題があり得るものは、内部管理態勢の整備状況等について一層の考慮を行うことが必要である。

### (3) 業務遂行能力・業務運営態勢

業務遂行能力・業務運営態勢については、これまでの所管官庁における検査監督

等により一定の水準にあるものと考えられるが、申請に係る業務により新たに必要となる態勢について、民間金融機関として求められる所要の態勢を整備することが必要である。

#### (4) 経営の健全性の確保

金融二社においては、株式会社として投資家の信認を得られるよう、財務の健全性を確保するとともに、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

## 2 「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」（平成24年9月19日）の観点からの評価

株式会社かんぽ生命保険においては、民営化後、郵政民営化法上の認可を受けて、現在7社の生命保険会社の法人向け商品の受託販売を行っている。

本件は、その業務に関し、それぞれ、

① 既に取扱実績がある経営者向け定期保険について、受託できる生命保険会社の限定をなくすとともに、その内容の充実を図るもの

② 法人顧客の保障ニーズに応える商品の充実を図るもの

であり、コア・コンピタンスとの関係が強い業務である。また、受託販売の対象となる他社の商品は、市場において一般的に提供されている商品であり、定型的なものである。

## 3 申請に係る業務の認可に関する考え方

### (1) 業務認可に当たっての考え方

上記1及び2の観点に基づき、本件新規業務（法人向け商品の受託販売の充実）について調査審議を行ったが、本件は、現在既に株式会社かんぽ生命保険が行っている業務と類似性が高く、その実施について問題はないと考えられる。

また、本件により、法人向け商品のラインナップの充実が図られ、法人顧客の企業経営上の保障ニーズにより一層応えることができることから、利用者利便の向上に資するものと考えられる。

### (2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、株式会社かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

## 4 その他

金融庁長官及び総務大臣は、株式会社かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。